

令和 2 年 4 月 1 6 日  
あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

病児・病後児保育室での一部利用制限、健康課事業の中止・延期  
及び市の感染者に関する情報の公表について

本日、開催したあきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、下記のとおり決定した。

### 記

- 1 秋川流域病児・病後児保育室ぬくもりにおける一部利用制限について  
4月20日(月)から5月6日(水)まで、上気道炎様症状がある場合は受入れをしないこととする。
- 2 健康課事業は、次のとおり延期又は中止とする。
  - (1) 延期
    - ア 特定健康診査、肝炎検査、結核検査及び特定健診と同時実施する大腸がん検診・前立腺がん検診
    - イ 口腔がん検診
    - ウ 乳幼児健診（3歳児・1歳6月児健診、3・4か月児健診）及びその他母子保健事業の5月実施分
  - (2) 中止
    - ア 骨粗しょう症検診
    - イ BCG 集団予防接種の5月実施分（接種のできない方については、個別予防接種として対応する。）
- 3 あきる野市の新型コロナウイルス感染者に関する情報の公表について、別紙のとおり定める。